

○経済学会会則

令和3年10月1日

第1条 本会は、龍谷大学経済学会と称し、事務所を龍谷大学内に置く。

第2条 本会は、経済学を中心とする学術の研究促進とその普及を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌その他の出版
- (3) 講演会の開催
- (4) その他本会が適当と認める事業

第4条 本会は、本会設立の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 名誉会員 学会評議員会において名誉会員と認定された者
- (2) 普通会員
 - ①龍谷大学経済学部専任教員で、本会の事業に関心を持つ者
 - ②龍谷大学専任教員のうち学会評議員会の承認を得た者
 - ③龍谷大学経済学部卒業生及び龍谷大学大学院経済学研究科課程修了者のうち会員資格の継続を希望する者
- (3) 学生会員 龍谷大学経済学部学生及び大学院経済学研究科の学生
- (4) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

2 会員は、本会の諸事業に参加し、本会の出版物の配布を受けることができる。

第5条 本会に、全教員会員をもって評議員とする評議員会を置く。評議員会は、年間活動の策定、予算の承認、役員を選出、会則の改正、その他本会の運営に関する基本事項について議決する。

第6条 本会の運営にかかわる日常業務には、次の各号に定める役員によって構成される学会運営委員会がこれに当たる。ただし、必要に応じて副会長を置くことができる。また、編集長は、編集委員の互選により決定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 編集委員 若干名
- (3) 庶務委員 1名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 会計監査委員 1名

第7条 役員は、すべて評議員中より互選し、その任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

第8条 本会の経費は、入会金、会費、事業収入、寄付金、及び龍谷大学からの助成金をもってこれに充てる。

第9条 入会金は、普通会員、学生会員及び賛助会員は2,000円とし、入会時に納入するものとする。

2 会費は、普通会員及び賛助会員は年額5,000円、学生会員は年額3,000円とする。

3 会費は、普通会員及び賛助会員は毎年度納入するものとし、学生会員は毎年度、半期ごとに1,500円を納入するものとする。

4 名誉会員の入会金及び会費は、免除する。

5 休学中の学生会員の会費は、免除する。ただし、免除期間中は、第3条第4号に定める事業による補助等の対象外とする。

付 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

この会則の施行に伴い経済・経営学会会則（昭和36年9月1日制定）は廃止する。

付 則（平成30年6月20日第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条改正）

この会則は、平成30年6月20日から施行する。

付 則（令和3年10月1日第8条改正、第9条新設）

この会則は、令和3年10月1日から施行する。